

代理人による印鑑登録の手続き

1. 次の書類に、申請者本人が記入してください

- ・印鑑登録申請書
- ・代理人選任届
- ・印鑑登録廃止届（既に印鑑登録をされている場合）

2. 上記の書類と登録する印鑑（実印）を代理人が窓口を持参してください ※申請者本人に、市役所職員から（ア）（イ）いずれかの方法で、印鑑登録の意思確認を行います ※意思確認の際、本人確認のため、いくつか質問させていただきます

（ア）電話による確認
市役所職員から申請者本人の居所へ電話をかけ意思確認と本人確認を行います

代理人は申請者本人が通話することのできる時間帯に来庁してください

（イ）訪問による確認
病院や施設等に入所している等の理由で、電話による確認がとれない場合は、市役所職員2名が直接訪問して意思確認を行います

代理人と市役所職員で訪問日の調整をします（候補日は複数ご準備ください）

訪問日に代理人立ち会いのもと、申請者本人の意思確認と本人確認を行います

3. 確認がとれた後、「印鑑登録照会回答書」を申請者本人の住民登録地あてに郵送します ※「転送不要」扱いで郵送するため、転送届を郵便局に出している場合は事前に転送届を解除しておいてください ※印鑑登録照会回答書の有効期限は確認が取れた日から30日以内です

4. 代理人は確認が取れた日から30日以内に次のものを窓口を持参してください

- ①印鑑登録照会回答書（届いたものに申請者本人が記入したもの）
 - ②登録する印鑑
 - ③申請者本人の本人確認書類（原本）
 - ④代理人の本人確認書類（原本）
- ※③④の本人確認書類とは
運転免許証、マイナンバーカード、介護保険証、身体障害者手帳等
（有効期限内のもので、原本をお持ちください）

5. 「印鑑登録証」を代理人の方にお渡しします